

藍住町子どもの読書活動推進計画  
(五次推進計画) 案

令和8年3月

藍住町教育委員会

## は じ め に

読書活動は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにするなど、生きる力の基礎を養う上で欠くことのできないものであり、社会全体でその推進を図ることが極めて重要です。

今日、テレビ、インターネット、スマートフォンといった多様な情報メディアが急速に発達・普及し、子どもの生活環境は大きく変化しています。このような情報化社会の中で、子どもたちが主体的に情報を選び、深く思考し、行動するための土台として、読書の持つ意味はますます高まっています。

本町においても、これまで「ブックスタート」事業の実施や、学校における「朝の読書」の定着等、多くの成果を上げてまいりました。しかし、その一方で児童生徒の一人当たりの月平均読書冊数が全国平均を大きく下回るという、根本的な課題に直面しています。また、読書が特定の分野に偏り、多様な知識を得る機会を逸していること、図書館教育を担当する職員が他業務を兼務することによる図書室運営の負担や、読書バリアフリー化の遅れ等、環境整備に関する喫緊の課題も存在しています。

このような情勢と課題を踏まえ、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、この度「藍住町子どもの読書活動推進計画」（五次推進計画）を策定しました。本計画では、「子どもたちが、自主的に読書活動ができるよう、環境整備を図る」ことを目標に掲げ、地域社会全体で取り組み、未来を拓く子どもたちの成長を支えてまいります。

町民の皆様、関係機関の皆様には、本計画の趣旨に御理解を頂き、より一層の御協力をお願い申し上げます。

令和8年3月

藍住町教育委員会 教育長 堤 広 幸

# 目 次

## 第1章 四次推進計画の成果と課題

- 1 四次推進計画策定後の情勢変化…………… 1
- 2 四次推進計画における取組の成果…………… 2
- 3 五次推進計画策定に向けての課題…………… 3

## 第2章 基本的な考え方

- 1 「藍住町子どもの読書活動推進計画」（五次推進計画）策定の趣旨…………… 4
- 2 本町の子どもの読書活動の現状…………… 4
- 3 計画策定の基本方針…………… 5
- 4 推進計画の体系…………… 7

## 第3章 子どもの読書活動推進のための取組

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進…………… 8
- 2 図書館における子どもの読書活動の推進…………… 9
- 3 児童館における子どもの読書活動の推進…………… 10
- 4 幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進…………… 11
- 5 学校における子どもの読書活動の推進…………… 12
- 6 ボランティア団体における子どもの読書活動の推進…………… 13

## 第4章 図書館・学校・ボランティア団体等の連携・協力体制の構築…………… 14

## 第5章 子どもの自主的な読書活動を推進するための社会的気運の醸成…………… 15

### 【資料】

子どもの読書活動の推進に関する法律

「藍住町子どもの読書活動推進計画」（五次推進計画）策定の経緯

「藍住町子どもの読書活動推進計画」策定委員名簿

# 第1章 四次推進計画の成果と課題

## 1 四次推進計画策定後の国や県の動向

「藍住町子どもの読書活動推進計画」（四次推進計画）が令和2年10月に策定されてからの、本町の子どもの読書活動を取り巻く社会情勢、国の関連法整備状況、県内・町内の教育諸施策の変化を次のとおりまとめました。

### 【国】

#### (1) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」 （読書バリアフリー基本計画）の策定

- 令和元年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）の施行を受けて、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されました。
- 「アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供」「アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上」、「視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮」の3項目を基本的な方針としています。

#### (2) 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の施行

- 令和4年～令和8年度を対象期間とし、公立小中学校等の学校図書館における学校図書館図書標準の達成や計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充を図ることを目的としています。

#### (3) 第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定

- 全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、「不読率の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点に立った読書環境の推進」の各点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進することを基本方針として、令和5年3月に策定されました。

### 【県】

#### (1) 徳島県教育振興計画の策定

- 第3期（推進期間：平成30年度～令和4年度）  
徳島の未来を切り拓く、夢あふれる「人財」の育成を実現するために、「徳島ならではの」教育の推進や、徳島の未来を育む教育の推進、徳島から世界への扉をひらく教育の推進を重点項目とした教育施策の推進に努めました。
- 第4期（推進期間：令和5年度～8年度）  
ICT化への対応や持続可能な開発目標を踏まえた教育活動等、新たな価値を創造し、未来を切り拓く力を育む教育の実現のために、個性を生かし確かな学びを育む教育の推進、全ての人の可能性を引き出し多様性を育む教育の推進、地域・家庭・学校が連携し協働する教育の推進等、様々な教育の推進項目を掲げています。

## **(2) 徳島県読書バリアフリー推進計画の策定**

○令和3年7月に、読書バリアフリー法の理念を具現化するとともに、デジタル化の進展をはじめとする社会の変革に対応し、視覚障がい者等への支援施策の一層の充実強化を図るために策定されました。

計画の期間は、令和3年度から令和7年度です。

## **(3) 徳島県子どもの読書活動推進計画（第5次推進計画）の策定**

○令和6年10月に、子どもが自主的に読書活動に取り組む環境の整備を進め、すべての子どもが豊かな心をはぐくみ、生涯にわたり自ら学ぶことのできる力の育成を目指すこととして策定されました。

計画の期間は、令和6年10月から概ね5年間です。

## **2 四次推進計画における取組の成果**

四次推進計画における取組の成果として、次のようなものが挙げられます

- (1) 図書館、こども家庭センター、ボランティア団体が連携し「ブックスタート」事業を実施して、赤ちゃんと保護者に対し親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えています。
- (2) 保育所・幼稚園においては、絵本や物語に親しみ、いろいろな絵本を読んでもらう楽しさが感じられるよう、幼児の興味や関心、発達段階に合わせた内容を選び、保育者や保護者による読み聞かせを日々の保育の中に位置づけています。また、ボランティア団体による読み聞かせを定期的に行ってもらうことで、絵本に親しみ、聞く力を育てています。さらに、家庭でも絵本を楽しめるよう、絵本の貸出しや月刊絵本を購入し、保護者とともに楽しめる環境づくりに努めています。
- (3) 小学校・中学校では、全校一斉に取り組んでいる「朝の読書」が定着してきています。また、図書室の利用が活発になっています。図書委員会は、図書だよりの発行や、ポスターの製作、校内放送でお薦めの本の紹介をするなど、活発に活動しています。また、図書室のカウンターには新刊紹介やリクエストコーナーを設置し、児童生徒の要望に迅速に応じています。さらに、読んだ本をカードに記録し、読書賞を贈るなど、読書の励みとしています。町立図書館からの団体貸出しは、PTA活動として保護者が行い、学校のワークルームや教室に置いている本を定期的に新しく入れ替えています。そのため、常に本がすぐに手に取れる環境にあります。
- (4) ボランティア団体では、ボランティアによる読み聞かせ集会を開催し、大型絵本、大型紙芝居、ペープサート等の出し物、歌や効果音等、様々な工夫がある読み聞かせを行い、好評を得ています。保護者同士の繋がりもでき、情報交換の場にもなっています。
- (5) 一部の学校では、本の受入れや貸出しの検索ができるようなシステムを導入(蔵書のデータベース化)し、児童生徒が読みたい本を見つけやすく、選びやすい環境を整備しました。今後は全ての学校において、蔵書のデータベース化が図られることが望まれます。

- (6) 児童による読み聞かせ活動が活発になっています。高学年の児童が低学年の児童への読み聞かせを行うなど、こうした活動を通して、児童生徒の本への興味・関心が高まっています。

### 3 五次推進計画策定に向けての課題

四次推進計画期間後の課題として、次のようなものが挙げられます。

- (1) 司書教諭が学級担任をしながら図書室の業務をしており、現状では読書の推進や図書室の充実が図りにくくなっています。
- (2) 学年に合った読書力を身に付け、幅の広い読書ができるよう、学校とボランティアの方の協力を得ながら、効果的な図書室の利用ができるように努めていく必要があります。
- (3) 学校全体で児童生徒の読書活動を推進していますが、一人当たりの月平均読書冊数は全国平均を大きく下回っており、児童生徒の読書活動へ結びついていないとはいえません。また、読んでいる本に広がりがなく、簡単に読める本や同じ傾向の本を手にとっている傾向が見られます。今後は、新刊図書の紹介や図書室での効果的な本の並べ方等を工夫し、多様な本に触れる機会を増やしていく必要があります。
- (4) 地域社会全体が読書活動に理解と関心を持ち、子どもとともに読書に親しむことができるよう、情報提供や意見交換等を通じた連携を、より一層強化していくことが望まれます。
- (5) 読書に関するバリアフリー化が進んでおらず、支援が必要な子どもへの支援拡充や、様々な背景を持つ子どもへの対応等を考えていく必要があります。

## 第2章 基本的な考え方

### 1 「藍住町子どもの読書活動推進計画」（五次推進計画）策定の趣旨

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにするなど、生きる力の基礎を養う上で欠くことのできないものであり、社会全体でその推進を図っていくことが極めて重要です。

しかし、今日のテレビ、インターネット、スマートフォン等の様々な情報メディアの急速な発達・普及による情報源の多様化や、子どもの生活環境の変化により、「子どもの読書離れ」が指摘されています。このような状況を踏まえて、国は、読書の持つ計り知れない価値を認識して、子どもの読書活動推進に向けた取り組みを進めていくために、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。

この法律に基づいて、国においては平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）が、さらには、平成20年3月、第一次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証し、施策の基本的方針と具体的な方針を明らかにする第二次基本計画が策定されました。その後、平成25年5月に第三次基本計画、そして平成30年4月に第四次基本計画、令和5年3月には今後おおむね5年間にわたる施策である、第五次基本計画が策定されました。

また、県においても平成15年11月に「徳島県子どもの読書活動推進計画」（第一次推進計画）が、平成21年3月に第二次推進計画、平成26年10月に第三次推進計画、令和元年10月に第四次推進計画、令和6年10月に第五次推進計画が策定されました。

本町においても、国や県の計画の趣旨に基づいて、「藍住町子ども読書活動推進計画」（五次推進計画）を策定します。そして、四次推進計画の成果と課題を明らかにし、今後の施策の方向性と具体的な取組を示すことで、更なる子どもの読書活動の推進に努めます。

### 2 本町の子どもの読書活動の現状

本町における子どもの読書活動推進の取組は、年々盛んになってきています。ボランティア団体が組織され、積極的な活動が行われています。

こうした状況の中、図書館での「おはなし会」や各種行事、ブックスタート事業として出生届の提出時に絵本の引換券を手渡したり、学校における一斉読書や定期的な「読み聞かせ会」を実施したりするなど、ボランティア団体の協力を得て子どもに関わる様々な読書活動が展開されています。

しかし、それぞれの場所では活発な活動が行われているにもかかわらず、家庭や学校、図書館、ボランティア団体等相互の連携体制が整っているとは言い切れず、十分な成果を上げるには至っていません。

子どもの読書活動を更に進めていくためには、より一層地域社会全体としての子どもの読書活動推進の取組や、そのための環境整備が求められています。

### 3 計画策定の基本方針

#### (1) 子どもの自主的な読書活動の推進

子どもたちは、読書を通じて読解力、思考力、表現力等の生きる力の基礎を養うとともに、多くの知識や多様な文化を理解することができます。また、書籍、新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる知的探究心や心理を求める態度が培われます。そのため、子どもが自ら読書に親しみ、進んで読書習慣を身につけることができるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが大切です。

また、読書は、子どもたちが自ら考え、自ら行動し、主体的に参画していくための知識や教養を身につけるきっかけとなります。社会が急激に変化し複雑化する中で、子ども一人一人が読書活動を通じて、生涯にわたって自発的に学ぼうとする習慣を身につけることは重要です。

このような観点からも、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえてその推進を図っていきます。

#### (2) 家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組が必要です。まず、子どもが読書に親しむ機会の充実に向け、それぞれが担う役割を果たすことはもとより、関係機関、民間団体、事業者等が密接に連携し、相互に協力を図りつつ、取組を推進していくことが求められています。

このような観点から、家庭・地域・学校がそれぞれ連携・協力して、子どもの自主的な読書活動の推進に取り組むとともに、必要な体制の準備に努めます。

#### (3) 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

子どもの読書活動を推進するためには、子ども自身がその成長に応じて読書の楽しさや喜びに気づき、進んで読書活動を積み重ねていくことができるよう、乳幼児期から発達段階に応じて読書に親しめるように配慮した環境づくりが重要です。

家庭・地域・学校においては、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるように努める必要があります。そのため、発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけをつくり、読書活動を広げ、読書体験を深めることができる機会の提供と環境づくりを推進します。

そして、子どもがいつでも読書に親しむことができる機会の提供に努めるとともに、身近に自主的な読書活動ができる施設・設備や、環境の整備・充実に努めます。

#### **(4) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及**

子どもは、大人から民話等を聴いたり、読書する大人の姿を見たりするなどして読書意欲を高めていきます。このように、子どもが自主的な読書態度や読書習慣を身に付けていく上で、特に、保護者、教員、保育士等、子どもに身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要です。このことから、社会全体で読書活動への機運を一層高めるために、子どもの読書活動の意義や重要性について、町民の間に理解を広め、関心を高める必要があります。

このような観点から、子どもの読書活動を推進する社会的機運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を推進します。



## 第3章 子どもの読書活動推進のための取組

### 1 家庭における子どもの読書活動の推進

#### 【現状と課題】

子どもの読書習慣は、日常生活の中で形成されていくものであり、読書が生活の中に位置づけられるよう、乳幼児期から保護者が率先して子どもの読書活動の機会の充実及び習慣化に積極的な役割を果たしていくことが重要です。

しかしながら、本町の家庭生活の実態は、核家族化が進み、共働き家庭が増加する中で、保護者が子どもに関わる時間が減少しており、家庭で本に親しむ環境が整っていないとはいえません。その上、子どもたちは趣味やスポーツ活動、テレビゲーム、習い事等に多くの時間を費やすようになり、読書に対する興味・関心が薄くなっています。また、家庭において読書に対する価値認識が低下してきており、読書離れが進んでいます。

読書が子どもの成長にとってどのような意義や重要性があるのかを理解し、保護者が子どもに読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、ともに読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむ機会をつくることが大切です。

#### 【具体的な方策】

- 図書館、こども家庭センター、ボランティア団体が連携して、「ブックスタート」事業を推進します。
- 保健センターにおいて、乳幼児検診等の機会を捉え、保護者に読書の意義や重要性について啓発し、理解の促進に努めます。
- 絵本の読み聞かせや就寝前10分間読書等、家族で読書時間を共有することの大切さについて啓発し、家庭での読書活動を通して家族のコミュニケーションを図る家読（うちどく）の推進に努めます。
- 家族ぐるみでの図書館の利用や、読書活動に関する講演会や研修会への参加を働きかけます。
- 保護者に対して、子どもの発達段階に応じた図書の紹介を行い、読書に親しみやすい環境づくりを推進します。

## 2 図書館における子どもの読書活動の推進

### 【現状と課題】

図書館は、子どもにとって自分の読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。また、保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選択したり、子どもの読書について相談したりすることができる場所です。そして、子どもの読書活動を推進するボランティア団体にとっては、活動を継続・発展させるために必要な知識や情報を交換するための拠点となっています。

図書館では、ボランティア団体の協力を得て、「あかちゃん絵本の読み聞かせ会」「おはなし会」を実施しています。令和7年6月からはボランティア団体「おはなしにじの会」ジュニアサポーターの募集を開始し、子どもたちが読書に親しむための環境づくりに努めています。また、学校とは図書館教育担当教諭との意見交換を開催したり、団体貸出をしたりするなどの連携を図っています。読書活動以外でも、人形劇、工作教室、各種展示会等の行事を開催し、子どもにとって親しみやすい図書館づくりに努めています。

今後は、子どもが本に興味を持って、自主的な読書活動ができる力を養う必要があります。生涯にわたり図書館利用が継続できるように、求める本や資料の充実を図るとともに、県立図書館や他の公共図書館との連携をより強化し、利便性を高めていきます。

また、障がいのある子どもや外国人の子どもの利用など、多様なニーズに対応するための配慮が必要です。

### 【具体的な方策】

- 継続して子どもの読書や本に関する情報の収集に努め、ブックリストの作成やインターネット等を活用して情報を発信するなど、子どもが読書に親しむ機会と場の提供を図ります。
- 読み聞かせの会や行事、講演会等を開催し、子どもの読書活動の充実を図るとともに、一日図書館員の体験や社会科見学等の受入れを行い、図書館や読書への関心が高まるように努めます。
- 赤ちゃんの健やかな成長を願って絵本をプレゼントする「ブックスタート」事業の一環として、ボランティア団体と連携・協力しながら、親子が絵本を通して楽しい時間を共有できる読み聞かせ会の一層の充実を図ります。
- 県立図書館や他の公立図書館と連携し、レファレンスサービスの充実や貸借制度を利用し、リクエストサービスの向上を図ります。
- 学校、幼稚園、保育所、児童館の読書環境の充実のため、団体貸出を促進します。
- 障がいのある子どもの読書活動を支援するため、点字図書を整備や郵送貸出し等のサービスを行います。
- 自主的な読書活動ができる力を養うために、発達段階に応じた図書の紹介や、読書の楽しさに触れる取組を実施し、読書活動を推進します。

### 3 児童館における子どもの読書活動の推進

#### 【現状と課題】

本町には自由来館型の児童館が8館設置（うち5館は放課後児童クラブを実施）されています。主な利用者は乳幼児の親子、幼稚園児、小学生であり、子どもの豊かな情操と健全な心身の育成を図るための中核的な役割を担っています。

そのうち、5館に図書室等の読書スペースを、3館に読書コーナーを設置しています。しかし、読書場所や蔵書の確保等、読書環境には課題が残っています。日常的に読書に親しんだり、図書の貸出を利用したりする子どもの姿が見られません。また、より多くの子どもたちに本への興味を持ってもらうために、ボランティア団体等の協力を得ながら、読み聞かせや紙芝居等に取り組んでいます。さらに、育児等、子どもに関する相談を受けたとき、蔵書に参考となる図書がある場合には貸出対応を行っています。

児童館における読書活動の推進に当たっては、子どもたちや保護者とのコミュニケーション、児童館行事等、様々な機会を捉えて本に興味を持ってもらうきっかけづくりに努めます。さらに、蔵書の確保や電子媒体の活用等、子どもたちが読書に親しめる環境づくりにも併せて取り組むこととしています。

#### 【具体的な方策】

- 図書室、図書コーナー以外の場所にも本棚を設置するなど、限られたスペースを有効に活用して読書環境の向上を図ります。
- 図書館の団体貸出を利用するなど、蔵書不足の解消に取り組みます。
- ボランティア団体、保護者会、地域住民等と連携し、絵本の読み聞かせを推進します。
- 児童館の行事や日々の来館を通じて、乳幼児期における読み聞かせの大切さを伝える取組を推進します。
- 読書バリアフリーの観点から、活字を読むことが苦手な子どもたちのために、マルチメディアデージー図書を活用するなど、全ての子どもたちが読書を楽しめる環境を整備します。
- 蔵書の選定に当たっては、児童福祉文化賞受賞作品などを参考に、子どもの健やかな成長に寄与する本の整備に努めます。

## 4 幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進

### 【現状と課題】

本町には、町立の幼稚園が4園と町立の保育所が1か所、認可保育所が9か所あります。町立の幼稚園と保育所では、0歳児から5歳児まで一貫した保育と教育の中で、読書活動の推進に取り組んでいます。

幼稚園では、4・5歳児の幼児教育に取り組んでおり、「豊かに感じ表現する子ども」を目指して感情体験、感動体験を大切にしています。その一環として、日々の保育の中で折に触れ、保育者が絵本や紙芝居の読み聞かせをしたり、保護者やボランティア団体による読み聞かせをしたりしています。月刊絵本は、幼児一人一冊定期購入し、園で友達や保育者と楽しんだ後、家庭で子どもと保護者がともに絵本を楽しむ時間が持てることを願って家庭に持ち帰っています。また、月に1～2回はおはなし絵本を貸出し、親子で絵本を楽しんだ感想を貸出カードに書いて園に返却してもらうようにし、家庭で絵本に触れる機会を増やすよう取り組んでいます。

また、町立図書館の団体貸出を活用し、保護者サポーターが定期的に図書を借り、新刊やお勧めの本を、子どもの目につきやすい場所に配置するなど、絵本の部屋の環境づくりに配慮しています。

保育所では、それぞれの年齢に適した絵本を毎月購入して読み聞かせをしたり、行事の際にみんなで大型絵本や紙芝居を見たりしています。月1回、ボランティア団体による読み聞かせを行っています。玄関ホールには絵本コーナーを設置し、季節に応じた絵本やおすすめの絵本を並べています。迎えに来た保護者と子どもと一緒に絵本を見ながら、ふれあいのひとときを楽しんでいます。また、気候のよい時季には近くの図書館に行き、好きな絵本を手にとって見たり館内で読み聞かせをしてもらったりと、交流を図っています。

乳幼児の子どもたちは、絵本に興味をもって見たり聴いたりすることで、情緒が安定します。保護者にも、絵本の読み聞かせに協力的な方が増えています。しかしながら、核家族や共働き家庭の増加に伴い、親子のふれあいの時間がとりにくい家庭も増えています。幼稚園や保育所で絵本を楽しむだけでなく、子どもと保護者が絵本を楽しむ時間をどのように確保していくか、そのためにどのような働きかけが必要か、課題が残ります。

### 【具体的な方策】

- 幼児が絵本等に親しむことができる環境づくりを進めるとともに、保護者に読み聞かせの大切さを伝えて理解を深めてもらい、家庭で絵本を楽しむ時間の確保の促進に努めます。
- 新刊絵本やおすすめ絵本を紹介し、幼児や保護者の絵本や物語への関心を高める取り組みを推進します。
- 絵本を十分に楽しむことができるよう、ブックリストを作成し、季節、行事、それぞれの年齢等に適した絵本を選び、増書するなど、図書の整備に努めます。

- 繰り返し読み聞かせを楽しむことで絵本や物語に興味を持てるようにし、「感動する心」や「共感する心」、「知的好奇心」、「想像力」、「聞く力」、「話す力」を大切に育てます。
- “むかしばなしタイム”を設けて紙芝居の読み聞かせを行い、日本の良き伝統を継承する思いを込めて昔話も大切にします。

## 5 学校における子どもの読書活動の推進

### 【現状と課題】

本町には、町立の小学校が4校と中学校が2校あります。小学校では、「朝活動」の時間帯に一斉読書をしたり、ボランティア団体による読み聞かせを取り入れたりするなど、様々な読書活動の推進に取り組んでいます。教室やワークルーム等には、図書室や町立図書館の本が分館という形で置かれており、本が身近にあります。また、小学校では、幼稚園と合同で年2回古紙回収を行い、その収益を図書購入費用に充てて、図書の充実を図っています。

中学校では、「朝の活動」の時間帯に一斉読書の取組や地域ボランティアの方による読み聞かせを実施したり、図書室の開館時間の改善や図書館に対するアンケート等を行ったりすることで、読書や図書館の利用に対する生徒の意欲を高めるように努めています。また、専門委員会での活動として、本の帯やポップカード、ポスターなどの製作、新刊やお薦めの本の紹介等、生徒が図書に興味を持てるような取組も行っています。

各学校での課題として、図書室の開館時間に制限があること、蔵書の案内が十分でないこと、学級担任や放課後の部活動の指導をしながら図書館教育を担当する職員は、十分に図書館運営に携わることができていないことが挙げられます。このような現状から、図書室の活発な利用や、読書活動を促すような運営には至っていません。授業中での読書活動は活発になり、授業中に図書室を利用する機会が増えていますが、授業以外での図書室の活用については十分とはいえません。

今後は、図書室の開館時間の問題について考えるとともに、魅力的な図書室づくりのために、図書館教育担当教諭を中心とした全教職員の協力体制を整備し、さらにボランティア団体の協力を得ながら、図書館サポーターの配置を検討していく必要があります。

### 【具体的な方策】

- 読み聞かせボランティア団体との交流を活発にすることで、子どもたちが読書の楽しさを知るきっかけをつくります。
- 図書だよりや読書通信等を発行し、新刊図書や蔵書、図書室の本の活用等について情報を発信します。
- 図書委員会、読書クラブ等によるお薦めの本の紹介や多読者の表彰等を通じて、読書に対する興味や意欲を高める取組を推進します。
- 児童生徒の図書室利用を促進するために、引き続き蔵書のデータベース化を図ったり、児童生徒が読みたい本を補充したりするなど、読書環境の整備に努めま

す。

- 図書館担当教諭だけでなく、全ての教職員が連携するとともに、保護者やボランティア団体の協力を得ながら、子どもの読書活動の推進を図ります。
- 開館時間の制限という課題に対し、図書館サポーターやボランティアの配置の検討と併せて、休憩時間や放課後の図書室の開館等、弾力的な運営を検討します。

## 6 ボランティア団体における子どもの読書活動の推進

### 【現状と課題】

町立図書館の開館当初から実施されている、ボランティア団体による「おはなし会」は、従来の時間帯を見直し、子どもが訪れやすい時間帯に変更して、引き続き行われています。

また、赤ちゃん絵本の読み聞かせもブックスタートとして確立しています。ブックスタートの「おはなし会」には多くの参加者があり、親子のふれあいや、子どもの読書習慣の基礎を築く機会となっています。一方、町内の各幼稚園・小学校を主な活動拠点とするボランティア団体は、子どもたちが絵本をもっと楽しめるよう、園・学校と協力しながら定期的な読み聞かせや「おはなし会」を開催しています。保育所においても、各保育所のニーズに合わせて、ボランティアの方たちが活動しています。

しかし、各ボランティア団体に共通する課題として、子どもの卒園・卒業に伴う現役保護者の活動継続が困難なことや、新規協力者が不足していることが挙げられます。また、新規参入者も仕事等の理由で離脱することが多く、人員の確保が困難な状況です。

このような課題を抱えながらもボランティア団体は地域に根差した地道で価値のある活動を続けています。今後、各団体の現状を把握できる強固なネットワークを構築できれば、より活発で持続可能な活動へと発展していくものになると考えられます。

### 【具体的な方策】

- 図書館、児童館、保育所、幼稚園、小学校と連携し、絵本の読み聞かせを推進します。
- 読み聞かせボランティアに参加する保護者が気軽に参加できるよう、子どもを連れての参加も可能と声かけをし、小学校の卒業生やボランティア団体の方の子ども等、保護者だけでなく学生にも参加の声かけをします。
- 平日の読み聞かせ活動だけでなく、休日のイベントや子ども食堂等で読み聞かせをし、平日のボランティア活動が難しい方でも参加ができるように配慮します。
- 絵本をより楽しんでもらうために、大型紙芝居、パネルシアター、ペープサート等での読み聞かせを行っていきます。
- ボランティア団体同士の繋がりをさらに構築するために、「よみっこ」の活動を推進します。

- 主に中学生・高校生を対象とした、ボランティア団体の「ジュニアサポーター」の募集・育成を継続的に行い、子どもたちが主体的に読書活動を推進する機会を創出します。

## 第4章 図書館・学校・ボランティア団体等の連携・協力体制の構築

### 【現状と課題】

図書館、学校、ボランティア団体等が個別に読書活動を展開する中で、連携・協力による取組が広がっています。

子どもの読書活動の推進には、ボランティア団体との連携・協力が不可欠であり、各機関が連携した読書に関する事業を推進することで、図書館、学校、ボランティア団体等の連携強化が図られ、子どもの読書活動推進に繋がります。しかし、各機関の活動が広がっている一方で、より効果的かつ継続的な読書活動を推進するためには、個別の活動の連携にとどまらず、活動の共通認識に基づいた、より強固な協力体制の構築が不可欠です。特に、図書館と学校、学校とボランティア団体、そしてボランティア団体の相互の連携を、形式的ではない、実効性の高いものとする必要があります。

今後も引き続き、図書館等の社会教育施設、学校、ボランティア団体等が連携・協力した推進体制を整備するとともに、ボランティア団体相互の連携強化を図る取組を推進します。

### 【具体的な方策】

- 関係機関等で組織する実行委員会を通じて連携・協力し、読書活動を推進します。
- 図書館と学校図書室の連携・協力のみならず、蔵書の相互利用や事業の共同開催を行うように努めます。
- 子どもが利用しやすい環境整備、児童・青少年用図書等の整備に取り組むとともに、子どもの読書活動に資する行事や講座の充実、資料の展示等の取組を行います。
- 乳幼児の保護者に対して、おすすめ絵本リストを配布し、絵本への興味・関心を普及啓発していきます。
- ボランティア団体による読み聞かせ活動だけでなく、委員会活動等、学校の図書活動との連携・協力を促進し、学校とボランティア団体との連携をより強固なものにします。
- ボランティア団体相互が情報共有や活動支援を行う場を定期的に設けるなど団体間の連携を強化します。

## 第5章 子どもの自主的な読書活動を推進するための社会的気運の醸成

### 【現状と課題】

子どもが楽しみながら進んで本を手にし、読書に親しむためには、読書活動に関する情報がいつでも、どこでも利用できる環境を整えることが大切です。そのためには、子どもを取り巻く社会全体の読書活動への理解と協力が欠かせません。子どもが読みたくなる本や子どもに読んで欲しい本の情報、家庭や学校、地域社で行われる読書活動やイベントの情報を、町の広報紙やホームページを通じて積極的に提供するとともに、読書活動の意義や重要性の啓発を行い、読書活動の推進を図っています。また、読書活動の具体的な取組や先進的な実践事例に関する情報の収集と提供に努めています。

さらに、読書活動の意義や重要性の啓発のために、「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）において、ポスターや広報紙等で周知をし、図書館や学校、ボランティア団体が連携して読書に関する取組を行うことで、本に親しみ、読書の楽しさを知ることができる機会をつくり、一層の読書活動の推進を図っています。

これらの活動を継続的かつ全町的に展開し、読書活動を地域社会全体で支えるという気運を確固たるものにする必要があります。

### 【具体的な方策】

- 図書館・学校・ボランティア団体の連携を図り、「子ども読書の日」（4月23日）や「こどもの読書週間」に、ポスター等の活用による読書活動の意義や重要性の啓発活動をさらに充実させます。
- 町の広報紙やホームページの活用により、読書活動に関する情報提供の充実に努めます。
- 保護者・教職員に読書活動の理解と関心を深めるため、積極的に啓発を行います。
- 学校や図書館において、推薦図書の展示・紹介に努めます。
- 「こどもの読書週間」だけでなく、「読書週間」（10月27日～11月9日）においても図書館や学校、ボランティア団体が連携した行事を行うことで、社会全体での読書活動の推進に努めます。

## 【資料】

子どもの読書活動の推進に関する法律(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## 「藍住町子どもの読書活動推進計画」五次推進計画策定の経緯

日 時	策 定 の 経 緯 等
<p>令和7年7月3日</p> <p>10月10日</p>	<p>第1回「藍住町子どもの読書活動推進計画」策定委員会</p> <p>第2回「藍住町子どもの読書活動推進計画」策定委員会</p>
<p>12月18日</p>	<p>第3回「藍住町子どもの読書活動推進計画」最終原稿検討会</p>
<p>令和8年3月4日</p> <p>3月24日</p>	<p>「藍住町子どもの読書活動推進計画」（五次推進計画）藍住町長及び藍住町議会へ提出</p> <p>「藍住町子どもの読書活動推進計画」（五次推進計画）藍住町教育委員会へ提出</p>

## 「藍住町子どもの読書活動推進計画」策定委員名簿

氏 名	所 属
村瀬 優子	藍住北小学校 教諭
三浦 理絵	藍住南小学校 教諭
神谷 美樹	藍住西小学校 教諭
栗田 敏宏	藍住東小学校 校長
北尾 芹菜	藍住中学校 教諭
白井 幸治	藍住東中学校 校長
松原 史枝	藍住東幼稚園 主任教諭
山田 衣里子	藍住中央保育所 副主任保育士
木内 良恵	江ノ口児童館 主査
中川 真紀	藍住子育て環境づくり「あいっこ」
田村 真弓	おはなし「にじの会」
谷 真実	パセリの会
江西 里英	おはなしぱれっと
山田 和彦 <small>～令和7年10月</small>	藍住町立図書館 主任
吉村 政章 <small>令和7年11月～</small>	藍住町立図書館 主事
森 美津子	藍住町社会福祉協議会 事務局長
向井 敦美	藍住町保健センター 保健師
吉田 百花	藍住町教育委員会社会教育課 主事（事務局）

